

【特定商取引法の表記】

サービス名称 よろずサポート24
サービス提供元 株式会社Shelter
運営責任者 松川 梓
所在地 〒171-0022東京都豊島区南池袋1丁目19番地4号幸伸ビル4F
電話番号 03-5904-8315
受付時間 10:00～18:00（土日祝・年末年始を除く）
メールアドレス content@shelter-net.co.jp

商品代金以外の必要料金

- ・消費税
- ・出張料
- ・部品交換時の部品代
- ・特殊作業費
- ・超過作業費

支払い方法 クレジットカード、口座振替、コンビニ支払その他当社が定める方法にてお支払いいただきます。

キャンセル・返金について

サービスの性質上、作業開始後のキャンセル・返金はお受けできません。作業前であればキャンセルが可能です（費用が発生する場合は事前にご案内します）。

【クーリングオフについて】

契約者様は、契約書面を受領された日を含めて8日間は、書面又は電磁的記録（申請先：content@shelter-net.co.jp）により無条件でお申し込みの撤回(以下、「クーリング・オフ」といいます。)が可能です。契約が成立しているときは契約の解除となります。

1. クーリング・オフの効力は契約者様が申請書面又は電磁的記録を発信した時(郵便の場合は消印日付)から発生します。また、当社カスタマーセンターへのご連絡での申請も可能です。
2. クーリング・オフによって本サービス利用契約の解除は以下の様になります。
I.損害賠償又は違約金のお支払を請求されることはありません。
II.すでに引渡しされた商品の引取りに要する費用の支払義務はありません。
III.すでに代金や、対価の一部又は全部を支払っている場合、全額を当社より返還いたします。
IV.権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払を請求されることはありません。
V.権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払を請求されることはありません。
3. クーリング・オフの行使を妨げるため、当社が不実のことを告げたことにより契約者様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から法律に定めるクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。
4. クーリング・オフを希望する場合、契約者様は必要事項をご記入の上、当社宛に申請してください。書面の場合、ハガキ等は契約者様でご用意いただきます。また、確実に届いたと分かるよう、簡易書留扱いで郵送いただくにより確実です。

〈必要事項〉

申込(契約)日:○○○○年○○月○○日 ※お申し込みされた日付を記載ください。
当社名:株式会社Shelter
当社住所:東京都豊島区南池袋1丁目19番地4号幸伸ビル4F
契約者様氏名:
電話番号:
商品名:よろずサポート24
契約解除の旨「この申込は撤回、または契約解除します。」